

独立行政法人農業者年金基金

—業務・組織の概要について—

平成19年5月28日

農 林 水 産 省

1 基金の概要

➤ 設立年月日	平成15年10月1日
➤ 根 拠 法	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)
➤ 資 本 金	なし
➤ 役 員 数	5名(理事長1名、理事2名、監事2名(うち非常勤1名))
➤ 職 員 数	82名(平成19年4月1日現在)
➤ 沿 革	昭和45年10月1日農業者年金基金(特殊法人)設立 平成15年10月1日独立行政法人農業者年金基金へ移行
➤ 業 務	1 農業者年金事業 2 旧農業者年金事業 3 農地等の借受け及び貸付け事業等

2 基金の目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする(独立行政法人農業者年金基金法第3条)。

農業者年金は農業者のための国民年金の2階部分の年金

区 分	対 象 者	1 階 部 分	2 階 部 分
国民年金第1号被保険者	農業者 自営業者	国民年金(基礎年金)	農業者年金 国民年金基金
国民年金第2号被保険者	民間サラリーマン 公務員等	国民年金(基礎年金)	厚生年金保険 共済年金
国民年金第3号被保険者	第2号被保険者の 被扶養配偶者	国民年金(基礎年金)	なし

国の施策と一体となった農業者年金基金の役割

国の政策目的

食料・農業・農村基本法

<基本理念>

- 1 食料の安定供給の確保
- 2 多面的機能の発揮
- 3 **農業の持続的な発展**
- 4 農村の振興

リタイア後の老後生活の安定

現役時代の所得の安定

農業者
年金

意欲ある担い手(認定農業者等)

品目横断的
経営安定
対策

- 意欲ある担い手に対する保険料の国庫補助
- 年金給付

- 担い手への施策の集中化・重点化

<目的>

- 農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上
- 農業者の確保

- ◆ 農業の担い手の確保(基本法第4条)
- ◆ 効率的かつ安定的な農業経営の育成(基本法第21条)
- ◆ 家族農業経営の活性化(基本法第22条)

<目的>

- 効率的・安定的な農業経営の育成

農 業 者 年 金 制 度 の 特 徴

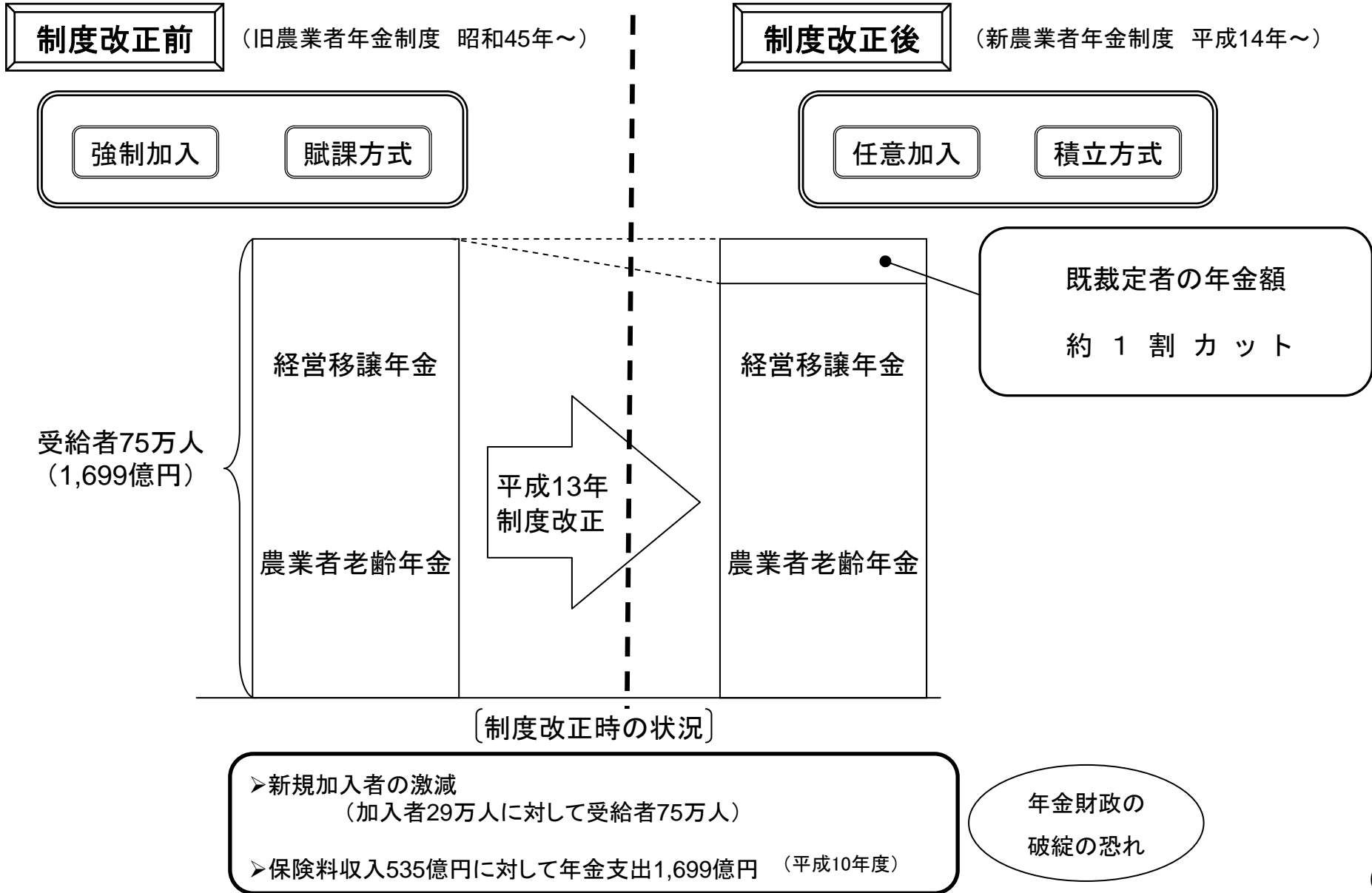
財 政 方 式	積立方式の確定拠出型(将来の年金原資を自ら積立) ※加入者数に左右されない安定した年金制度										
加 入 要 件	任意加入 ・国民年金の第1号被保険者 ・20歳以上～60歳未満の者 ・年間60日以上農業に従事する者										
保 険 料	月額2万円～6.7万円の間で任意に選択 ※経営状況に応じていつでも見直し可能										
国 庫 補 助	特例付加年金 (一定の要件を満たす認定農業者等が支払う保険料の一部(最高月額1万円)) ※意欲ある担い手(認定農業者等)へ政策支援										
税制優遇措置	保険料の全額(年額12万円～80万4千円)が社会保険料控除の対象										
年金資産の運用	年金資産は基金が安全かつ効率的に運用 〔年金資産の構成割合〕 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">短期資産</td> <td style="text-align: center;">国内債券</td> <td style="text-align: center;">国内株式</td> <td style="text-align: center;">外国債券</td> <td style="text-align: center;">外国株式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">69%</td> <td style="text-align: center;">15%</td> <td style="text-align: center;">3%</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> </table>	短期資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	3%	69%	15%	3%	10%
短期資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式							
3%	69%	15%	3%	10%							

新 制 度 と 旧 制 度 の 比 較

項 目	新 制 度 (平成14年1月から)	旧 制 度 (平成13年12月まで)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業者の老後生活の安定・福祉の向上 ■ 農業者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業者の老後生活の安定・福祉の向上 ■ 農業経営の近代化及び農地保有の合理化
財 政 方 式 年 金 設 定	積立方式＋確定拠出型 (将来の年金原資を自ら積立)	賦課方式＋確定給付型 (現役世代の負担でリタイア世代を扶養)
加 入 要 件	任意加入 ▶ 国民年金の第1号被保険者 ▶ 20歳以上60歳未満の者 ▶ 年間60日以上農業に従事している者	強制加入 ▶ 国民年金の第1号被保険者 ▶ 20歳以上60歳未満の者 ▶ 50a以上の農地等の権利名義を有する者
保 険 料	月額2～6.7万円の間で任意に選択 (意欲ある担い手に対し保険料の国庫補助(最高月額1万円))	定額(月額20,440円(平成13年))
年 金 の 種 類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特例付加年金 原則65歳到達、農業経営の廃止(経営継承)、保険料納付済期間が20年以上である場合の3つの要件を満たした場合に支給 ■ 農業者老齢年金 原則65歳到達により支給 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営移譲年金 保険料納付済期間が20年以上ある者が65歳までに後継者等へ経営移譲した場合に支給 ■ 農業者老齢年金 保険料納付済期間が20年以上ある者が経営移譲をしなかった場合に65歳に到達したことにより支給

【参考】

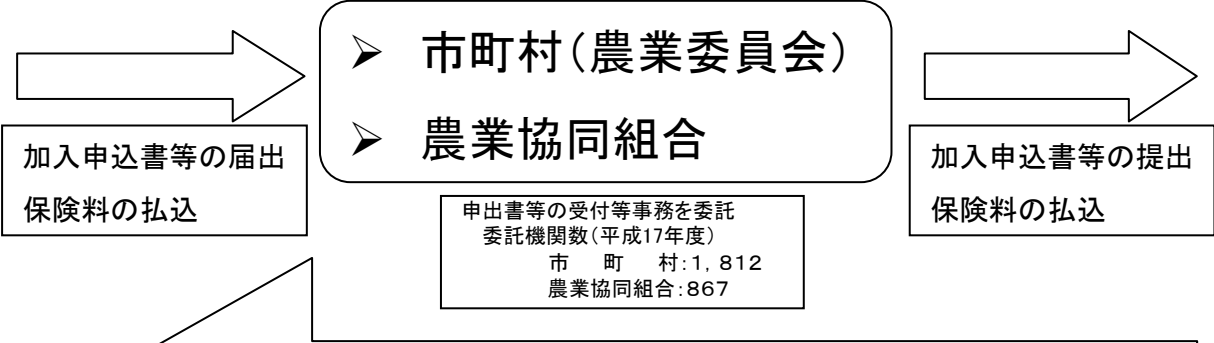
平成13年農業者年金制度改革について



3 基金業務の概要

平成13年に抜本的な法改正を行い、平成14年から新制度に移行

① 農業者年金事業



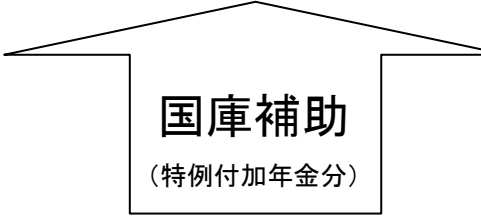
- 年金等給付
- 特例付加年金(国庫補助分)
 - 農業者老齢年金(自己拠出分)

○加入者数等の推移 (単位:人)

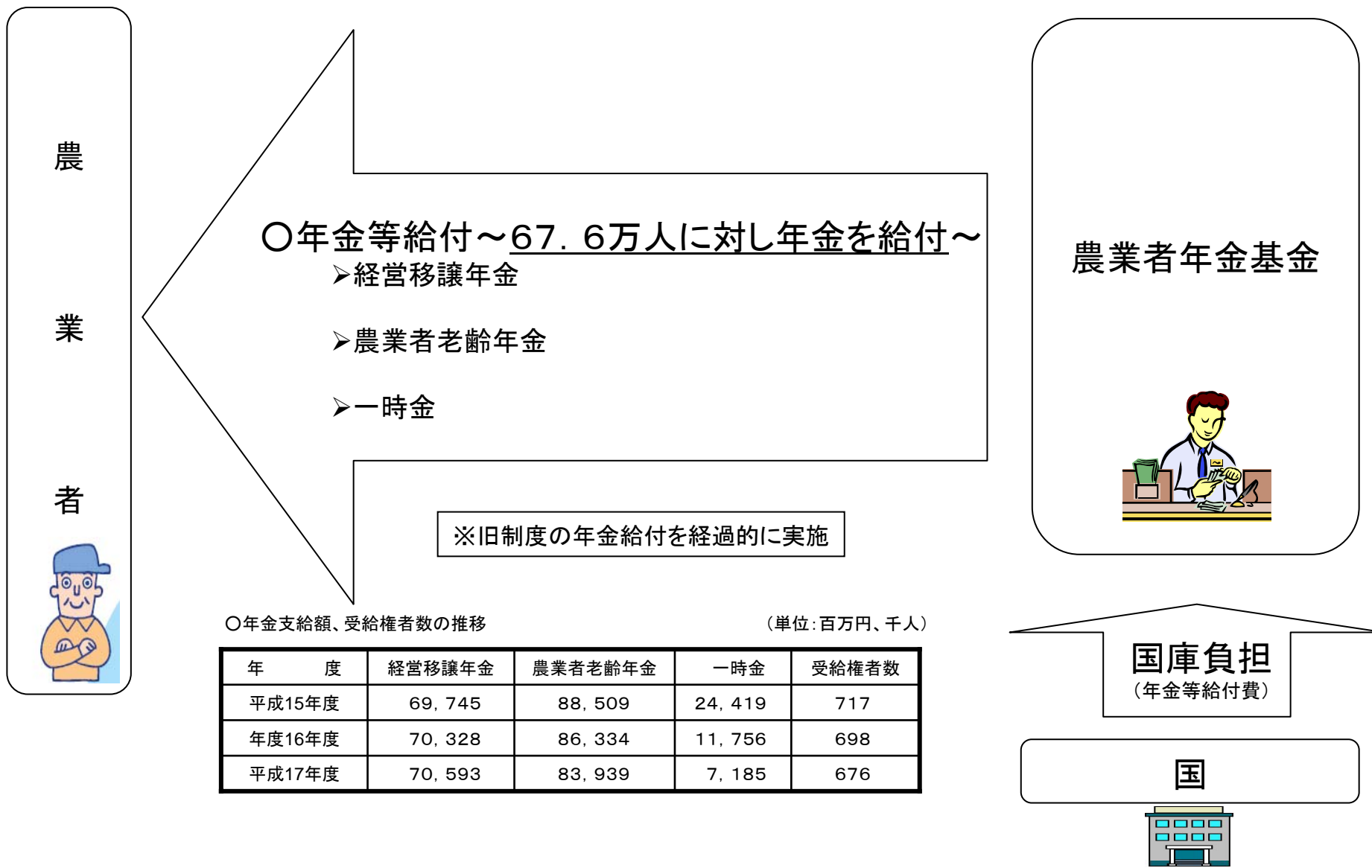
年 度	加入者累計	受給権者数
平成15年度	78,558	15
年度16年度	80,114	72
平成17年度	81,713	124
平成18年度	83,972	410

○年金資産の運用状況 (単位:百万円)

年 度	年度末時価総額	総合収益	利回り
平成15年度	42,335	1,852	5.99%
平成16年度	60,430	1,690	3.40%
平成17年度	82,619	6,603	9.80%



② 旧農業者年金事業



※この他、経過措置として、農地等の借受け及び貸付け事業、貸付金債権の管理・回収等を実施

4 業務運営の効率化・提供するサービスの向上の取組

① 業務運営の効率化による経費の抑制

(1) 一般管理費

中期目標に定められた削減(平成14年度比で13%削減)を着実に実施 \Longrightarrow 平成17年度末で17%削減

(2) 事業費

中期目標に定められた削減(平成14年度比で13%以上削減)を着実に実施 \Longrightarrow 平成17年度末で16%削減

② 業務運営の効率化

○ 電算システムの開発・整備

- (1) 被保険者の保険料納付記録・受給権者の受給記録等のデータを記録するシステム(基幹業務記録システム)のダウンサイジング等のシステム開発を行い、その運用を開始
- (2) 業務受託機関ごとに加算者等の最新の加入履歴を直接検索できるシステム(電子情報提供システム)の開発に着手

③ 組織運営の合理化

- (1) 保険料の徴収等の事務を行う収納課と被保険者の資格審査等の事務を行う適用課とを統合し1課削減
- (2) 常勤職員数87人から84人へ削減(平成17年度末)

④ 提供するサービスの向上

- 年金資産の運用成績を四半期ごとにホームページで情報公開するとともに、毎年度、加入者個々人に保険料納付額等及びその運用収入の額を通知

1 主要事業別人員、支出、収入(国からの財政支出・財投・自己収入等財源別)[予算ベース]

(単位:人、百万円)

主要事業 (人員(人))	予算年度	人員	支出	収 入								
				国からの財政支出					財投	自己収入等	勘定・経理間 受 入	合計
				運営費 交付金	補助金等	受託収入	出資金等	小計				
特例付加年金勘定	19年度	13	469	445	1,925	-	-	2,369	-	49	7	2,425
	18年度	12	482	448	2,160	-	-	2,608	-	40	0	2,648
	増減	1	△14	△3	△236	-	-	△239	-	9	7	△223
うち人件費	19年度	13	153	136	-	-	-	136	-	1	-	137
	18年度	12	133	132	-	-	-	132	-	1	-	133
	増減	1	20	4	-	-	-	4	-	0	-	4
うち一般管理費	19年度	-	56	56	-	-	-	56	-	-	-	56
	18年度	-	60	60	-	-	-	60	-	-	-	60
	増減	-	△4	△4	-	-	-	△4	-	-	-	△4
農業者老齢年金等勘定	19年度	31	2,396	1,151	-	-	-	1,151	-	14,468	594	16,214
	18年度	31	2,007	1,158	-	-	-	1,158	-	14,981	146	16,285
	増減	0	389	△6	-	-	-	△6	-	△512	448	△71
うち人件費	19年度	31	366	352	-	-	-	352	-	2	-	354
	18年度	31	343	340	-	-	-	340	-	3	-	343
	増減	0	23	11	-	-	-	11	-	0	-	11
うち一般管理費	19年度	-	146	146	-	-	-	146	-	-	-	146
	18年度	-	155	155	-	-	-	155	-	-	-	155
	増減	-	△9	△9	-	-	-	△9	-	-	-	△9
旧年金勘定	19年度	34	222,947	2,254	151,209	-	68,330	221,793	-	3	1,139	222,934
	18年度	36	192,892	2,310	149,607	-	39,130	191,047	-	3	1,830	192,880
	増減	△2	30,055	△56	1,602	-	29,200	30,746	-	0	△691	30,054
うち人件費	19年度	34	381	365	-	-	-	365	-	3	-	368
	18年度	36	398	383	-	-	-	383	-	3	-	386
	増減	△2	△17	△18	-	-	-	△18	-	0	-	△18
うち一般管理費	19年度	-	270	270	-	-	-	270	-	-	-	270
	18年度	-	287	287	-	-	-	287	-	-	-	287
	増減	-	△17	△17	-	-	-	△17	-	-	-	△17

(単位:人、百万円)

主要事業 (人員(人))	予算年度	人員	支出	収 入								
				国からの財政支出					財投	自己収入等	勘定・経理間 受 入	合計
				運営費 交付金	補助金等	受託収入	出資金等	小計				
農地売買貸借等勘定	19年度	4	1,108	113	118	-	-	231	-	877	-	1,108
	18年度	4	1,772	113	155	-	-	268	-	1,504	-	1,772
	増減	0	△663	0	△37	-	-	△36	-	△627	-	△663
うち人件費	19年度	4	45	43	-	-	-	43	-	2	-	45
	18年度	4	44	40	-	-	-	40	-	4	-	44
	増減	0	1	3	-	-	-	3	-	△2	-	1
うち一般管理費	19年度	-	28	28	-	-	-	28	-	-	-	28
	18年度	-	29	29	-	-	-	29	-	-	-	29
	増減	-	△2	△2	-	-	-	△2	-	-	-	△2
合 計	19年度	82	225,180	3,963	153,252	-	68,330	225,545	-	15,397	-	240,942
	18年度	83	195,176	4,028	151,923	-	39,130	195,080	-	16,527	-	211,608
	増減	△1	30,004	△65	1,329	-	29,200	30,464	-	△1,130	-	29,334
うち人件費	19年度	82	944	896	-	-	-	896	-	8	-	904
	18年度	83	918	895	-	-	-	895	-	11	-	906
	増減	△1	26	0	-	-	-	0	-	△3	-	△2
うち一般管理費	19年度	-	500	500	-	-	-	500	-	-	-	500
	18年度	-	532	532	-	-	-	532	-	-	-	532
	増減	-	△31	△31	-	-	-	△31	-	-	-	△31

(注1)「主要事業」欄には、法人の主要な事業ごとに事業内容を記載。

(注2)「人員」欄、「支出」欄、「運営費交付金」等の「収入」欄には、主要事業ごとの人員(各年4月1日現在)、額(各年度予算)を記載。

(注3)「補助金等」欄には、国庫補助金、施設整備費補助金、補給金、交付金その他の国からの補助金等を記載。

(注4)「受託収入」欄には、受託収入のうち国からの受託分を記載。

(注5)「出資金等」欄には、農林水産大臣の要請に基づき借り入れた借入金(政府保証付)を記載。

(注6)「財投」欄には、財政融資資金からの借入金を記載。

(注7)「自己収入等」欄には、上記「収入」以外の自己収入、受託収入(国からの受託分を除く)等を記載。

(注8)表中の「-」は該当がないことを、「0」は該当があるが百万円未満の金額であることを示す。

(注9)各勘定の支出の欄には勘定・経理間繰入を含むため、主要事業の「合計」欄は、各勘定の合計と一致しない。

(注10)単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(注11)人件費について、支出と収入が一致しないのは、前年度までの運営費交付金債務を支出に充てているためである。

2 組織図(各部署ごとの人員配置状況を併記)

平成19年4月1日現在

